

## 安来市広告掲載要綱

### (目的)

第1条 この告示は、民間事業者等との協働により、市の新たな財源確保及び市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、市の保有する資産(以下「市有資産」という。)を広告媒体として活用することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告媒体)

第2条 市有資産のうち広告媒体とするものは、次の各号に規定するもののうち広告掲載が可能なものとする。

- (1) 市のホームページ
- (2) 市が作成する印刷物
- (3) その他市有資産のうち市長が個別に定めるもの

### (広告掲載の基準)

第3条 市有資産に掲載することができる広告の基準は、次の各号に掲げる基本的要件に基づき、市長が別に定める。

- (1) 公正かつ真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法令及び社会秩序を守るものであること。

### (掲載広告の募集)

第4条 市有資産に掲載する広告(以下「掲載広告」という。)の募集は、広告媒体ごとに次に掲げる事項を定めた要項を、公告及び市のホームページ又は市報へ掲載することにより行うものとする。

- (1) 広告媒体の名称及び内容
- (2) 掲載広告の種類、規格、掲載位置及び掲載期間等
- (3) 掲載に係る料金
- (4) 広告の募集方法
- (5) 広告の選定方法
- (6) その他広告の募集及び契約に関し必要な事項

( 審査機関 )

第 5 条 市有資産への広告の掲載の可否を審査するため、安来市広告掲載審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

( 審査会の組織 )

第 6 条 審査会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- ( 1 ) 総務部長
- ( 2 ) 広報担当課長
- ( 3 ) 企画担当課長
- ( 4 ) 総務担当課長
- ( 5 ) 財政担当課長
- ( 6 ) 財産管理担当課長
- ( 7 ) 人権施策担当課長
- ( 8 ) 建築担当課長
- ( 9 ) 消費者行政担当課長

2 審査会に会長 1 人を置き、総務部長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 審査会に副会長 1 人を置き、会長が指名する者をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 審査会の庶務は、財政担当課において処理する。

( 審査会の会議 )

第 7 条 審査会の会議は、新たな広告の掲載を始めようとするとき、又は広告の掲載の可否等に疑義が生じた場合において、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

4 審査会は、その審議上必要があると認めるときは、審議に関係のある者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

( その他 )

第 8 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年3月4日から施行する。